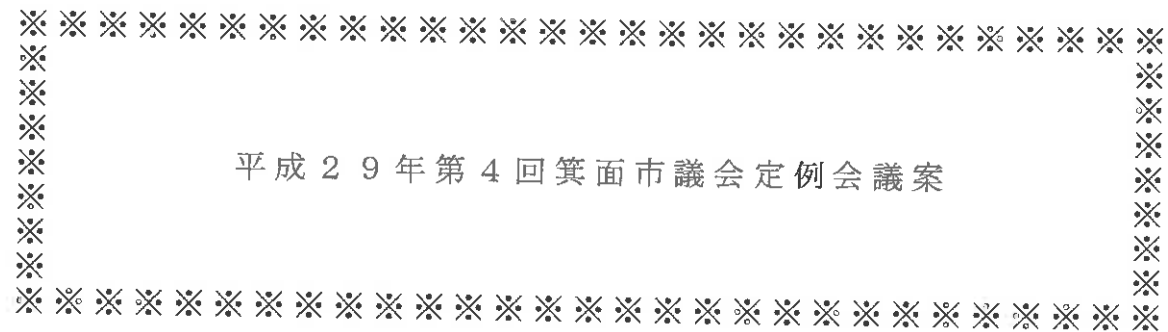




平成 2 9 年 第 4 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市

平成 2 9 年 第 4 回 箕面市議会 定例会 議案

報告第 3 3 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
報告第 3 4 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 5 号））	5
第 1 1 3 号議案	箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件	23
第 1 1 4 号議案	箕面市立駐車場条例改正の件	25
第 1 1 5 号議案	箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件	29
第 1 1 6 号議案	箕面市道路占用料条例改正の件	39
第 1 1 7 号議案	箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例改正の件	41
第 1 1 8 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正の件	43
第 1 1 9 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場）	45
第 1 2 0 号議案	平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 6 号）	47
第 1 2 1 号議案	平成 2 9 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	89
諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	97

報告第 3 3 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成 2 9 年 9 月 2 8 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 2 9 年 8 月 2 7 日 午前 7 時 4 0 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市百楽荘四丁目 1 番 6 0 号 ネオコート駐車場内
- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、本市消防隊員が防火水槽の補水作業をしていたところ、放水圧力を上げたことにより補水用ホースを保持できなくなり、手から離れたホースの筒先が当該防火水槽の南側に駐車していた相手方所有の自動車に当たり、その左サイドミラー及び左ドアを破損したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、1 6 2 , 7 7 8 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 平成 2 9 年 9 月 2 9 日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年10月6日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年5月9日 午前9時25分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘二丁目28番17地先 市道ト線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、ごみ収集のため坂道で停車し、収集を終えて発進しようとしたところ、ギアの誤操作により後退したため、後続していた相手方の自動二輪車に接触し、相手方に左膝関節打撲及び左手打撲を負わせたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額（人身に限る。）は、25,540円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成29年10月12日

3 ポスター掲示場の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年10月27日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年10月23日 未明
- (2) 事故発生場所 箕面市彩都粟生南五丁目19番内の住宅敷地内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 市がやまもも公園内に設置した衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場が台風21号による強風のため設置場所から吹き飛び、上記場所に駐車していた

相手方所有の自動車に当たり、その左サイドミラー、ドア等を破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、575,781円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成29年10月27日

報告第 3 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 5 号）（別紙）

（理由）

台風 2 1 号により発生した暴風災害に係る応急復旧に伴い、平成 2 9 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成２９年度箕面市一般会計補正予算（第５号）

平成２９年度箕面市の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ54,735,307千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１０月２４日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 災 害 復 旧 費		20,000	67,000	87,000
	1 災 害 応 急 対 策 費	20,000	67,000	87,000
歳 出 合 計		54,668,307	67,000	54,735,307

平成 29 年度
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 5 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,537,000	0	23,537,000
2 地 方 譲 与 税	231,000	0	231,000
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0	79,000
4 配 当 割 交 付 金	184,000	0	184,000
5 株式等譲渡所得割交付金	202,000	0	202,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	0	2,200,000
7 ギョルツ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	87,000	0	87,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,255	0	122,255
10 地 方 交 付 税	826,187	0	826,187
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,172,144	0	1,172,144
13 使 用 料 及 び 手 数 料	696,938	0	696,938
14 国 庫 支 出 金	10,145,999	0	10,145,999
15 府 支 出 金	4,625,985	0	4,625,985
16 財 産 収 入	123,619	0	123,619
17 寄 附 金	12,979	0	12,979
18 繰 入 金	5,654,510	67,000	5,721,510
19 繰 越 金	184,516	0	184,516
20 諸 収 入	1,220,875	0	1,220,875
21 市 債	3,340,300	0	3,340,300
歳 入 合 計	54,668,307	67,000	54,735,307

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	456,852	0	456,852
2 総務費	5,855,535	0	5,855,535
3 民生費	20,031,976	0	20,031,976
4 衛生費	3,459,068	0	3,459,068
5 労働費	60,378	0	60,378
6 農林水産業費	152,285	0	152,285
7 商工費	144,250	0	144,250
8 土木費	8,042,138	0	8,042,138
9 消防費	1,580,805	0	1,580,805
10 教育費	7,024,613	0	7,024,613
11 災害復旧費	20,000	67,000	87,000
12 公債費	2,540,304	0	2,540,304
13 諸支出金	5,250,103	0	5,250,103
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	54,668,307	67,000	54,735,307

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
18 繰	入 金	千円 5,654,510	千円 67,000	千円 5,721,510
1 基	金 繰 入 金	5,496,251	67,000	5,563,251
8 財	政 調 整 基 金 繰 入 金	1,800,000	67,000	1,867,000

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 財政調整基金繰入金繰入金	67,000	1 財政調整基金繰入金 補正後 1,867,000,000円—補正前 1,800,000,000円 67,000

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
11 災 害 復 旧 費		千円 20,000	千円 67,000	千円 87,000	一般財源	千円 67,000
1 災 害 応 急 対 策 費		20,000	67,000	87,000	一般財源	67,000
	1 災害応急対策費	20,000	67,000	87,000	一般財源	67,000

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(138) 929		3,779,751	3,790,244
補正前	(138) 929		3,779,751	3,784,044
比 較	()			6,200

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	104,554	335,024
補 正 前	104,554	335,024
比 較		

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	58,721	1,615,385
補 正 前	58,721	1,615,385
比 較		

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)
職 員 手 当	6,200	1 その他の増加分 6,200

明 細 書

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計	(千円)			
	7, 569, 995	1, 421, 728	8, 991, 723	
	7, 563, 795	1, 421, 728	8, 985, 523	
	6, 200		6, 200	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
507, 192	74, 598	8, 324	286, 092
507, 192	74, 598	8, 324	279, 892
			6, 200

退 職 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
797, 337	3, 017
797, 337	3, 017

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 6, 200 千円

第百十三号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第三条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間を延長することができる特別の事情について定めるため、本条例を改正するものである。

第百十四号議案

箕面市立駐車場条例改正の件

箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例

箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項中「箕面市立箕面自転車駐車場」を「箕面市立箕面駐輪場」に改め、同表に次のように加える。

（仮称）箕面市立かやの第一駐輪場	箕面市西宿一丁目三番
（仮称）箕面市立かやの第二駐輪場	箕面市萱野二丁目五番
（仮称）箕面市立かやの第三駐輪場	箕面市萱野四丁目三番

第四条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項中「箕面市立箕面自転車駐車場」を「箕面市立箕面駐輪場」に改め、同条の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立かやの第一駐輪場	自転車
（仮称）箕面市立かやの第二駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪
（仮称）箕面市立かやの第三駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項の改正規定及び第四条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項の改正規定 平成三十年四月一日
(準備行為)

2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える改正規定中「箕面市立桜井自転車駐車場」を「箕面市立桜井駐輪場」に、「箕面市立牧落自転車駐車場」を「箕面市立牧落駐輪場」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二条第三号中「單車」を「自動二輪」に改める。

第四条の改正規定中「單車」を「自動二輪」に、「箕面市立桜井自転車駐車場」を「箕面市立桜井駐輪場」に、「箕面市立牧落自転車駐車場」を「箕面市立牧落駐輪場」に改める。

第七条第一項に各号を加える改正規定中「箕面市立桜井自転車駐車場及び箕面市立牧落自転車駐車場」を「箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場」に改める。

（提案理由）

（仮称）箕面市立かやの第一駐輪場、（仮称）箕面市立かやの第二駐輪場及び（仮称）箕面市立かやの第三駐輪場を設置するとともに、自転車駐車場に係る施設の名称を変更するため、本条例を改正するものである。

第百十五号議案

箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条

例等の一部を改正する等の条例制定の件

箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条

例等の一部を改正する等の条例

(箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十八年箕面市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第一条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第二条第一項中「(昭和三十三年法律第百九十二号)」の下に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)」を加え、「身体障害又は知的障害」を「重度障害」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「所得に関して規則に定める要件」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医療に関する公的扶助を受けている者として規則で定める者
- 二 所得に関して規則に定める要件に該当する者

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 他の市町村に所在する施設に入所したことにより市内から当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険法又は高齢者医療確保法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、対象者とする。

第三条第一項中「又は社会保険各法により」を「、高齢者医療確保法又は社会保険各法により」に、「社会保険各法による」を「高齢者医療確保法若しくは社会保険各法による」に改め、同条第三項第一号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養に関する給付が行われるとき」を「医療に関する給付を受けることができるとき」に改め、同条第三号中「療養」を「医療」に改め、同項に次の二号を加える。

四 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

五 その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

第四条の見出し中「実施」を「適用」に改め、同条中「から行う」を「の属する月の初日から適用する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、新たに対象者となった日の属する月に同条の申請をした場合は、当該対象者となった日から適用する。

第五条中「医療費」を「この条例による医療費」に改める。

第七条中「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）を「大阪府内に所在する医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は

同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「府内医療機関等」という。）に、「療養」を「当該助成」に改め、「するときは、」の下に「当該府内医療機関等に」を加える。

第八条中「契約医療機関等」を「府内医療機関等」に、「申請のあった日」を「第四条の規定により医療費の助成の適用を受けた日」に、「療養」を「医療」に改める。

第九条中「当該損害賠償額の限度において、助成額」を「第三条の規定により助成すべき医療費」に、「支払わず」を「助成せず」に、「助成した額」を「助成した医療費」に改める。

第十条第一項中「その他」を「その他の」に改める。

第十二条中「受けた者」の下に「又は前条の規定に違反した者」を加える。

第十三条を第十六条とし、第十二条の次に次の三条を加える。

（事実の調査）

第十三条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、第五条の申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第十四条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に対して質問させることができる。

（助成の制限）

第十五条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚

偽の答弁をしたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十五年箕面市条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生活の安定と児童の健全な育成」を「その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進」に改める。

第一条の二第三項第二号中「前項」を「前項各号」に改める。

第二条第一項中「(昭和三十三年法律第百九十二号)」の下に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「所得に関して規則に定める要件」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医療に関する公的扶助を受けている者として規則で定める者
- 二 所得に関して規則に定める要件に該当する者

第三条第一項中「又は社会保険各法により」を「、高齢者医療確保法又は社会保険各法により」に、「社会保険各法による」を「高齢者医療確保法若しくは社会保険各法による」に改め、同条第二項第一号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養に関する給付が行われるとき」を「医療に関する給付を受けることができるとき」に改め、同項第三号中「療養」を「医療」に改め、同項に次の二号を加える。

四 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

五 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第四条の見出し中「実施」を「適用」に改め、同条中「あつた日から行う」を「あつた日の属する月の初日から適用する」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、新たに対象者となった日の属する月に同条の申請をした場合は、当該対象者となった日から適用する。

第五条中「医療費」を「この条例による医療費」に改める。

第七条中「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）を「大阪府内に所在する医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「府内医療機関等」という。）に、「療養」を「当該助成」に改め、「するときは、」の下に「当該府内医療機関等に」を加える。

第八条中「契約医療機関等」を「府内医療機関等」に、「申請のあつた日」を「第四条の規定により医療費の助成の適用を受けた日」に、「療養」を「医療」に改める。

第九条中「当該損害賠償額の限度において、助成額」を「第三条の規定により助成すべき医療費」に、「支払わず」を「助成せず」に、「助成した額」を「助成した医療費」に改める。

第十条第一項中「その他」を「その他の」に改める。

第十二条中「受けた者」の下に「又は前条の規定に違反した者」を加える。

第十三条を第十六条とし、第十二条の次に次の三条を加える。

（事実の調査）

第十三条 市長は、資格の審査のため必要があると認めるときは、第五

条の申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第十四条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に対して質問させることができる。

（助成の制限）

第十五条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

（箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第三条 箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療に関する公的扶助を受けている者として規則で定める者は、対象者としなない。

第三条第二項第一号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養に関する給付が行われるとき」を「医療に関する給付を受けることができるとき」に改め、同項第三号中「療養」を「医療」に改め、同項に次の二号を加える。

四 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

五 その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

第三条の二の見出し中「実施」を「適用」に改め、同条中「行う。」を「適用する。」に改め、「発生したことが」を削り、「助成を行うものとする」を「適用する」に改める。

第四条中「医療費」を「この条例による医療費」に、「及び第九条第一項」を「、第九条第一項、第十三条及び第十四条」に改める。

第六条中「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）」を「大阪府内に所在する医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「府内医療機関等」という。）」に、「療養」を「当該助成」に改め、「するときは、」の下に「当該府内医療機関等に」を加える。

第七条中「契約医療機関等」を「府内医療機関等」に、「申請のあった日」を「第三条の二の規定により医療費の助成の適用を受けた日」に、「療養」を「医療」に改める。

第八条中「当該損害賠償額の限度において、助成額」を「第三条の規定により助成すべき医療費」に、「支払わず」を「助成せず」に、「助成した額」を「助成した医療費」に改める。

第九条第一項中「その他」を「その他の」に改める。

第十一条中「受けた者」の下に「又は前条の規定に違反した者」を加える。

第十二条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（事実の調査）

第十二条 市長は、資格の審査のため必要があると認めるときは、第四条の申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若

しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第十三条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、対象者の保護者に対し必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に対象者の保護者その他の関係者に対して質問させることができる。

(助成の制限)

第十四条 市長は、対象者の保護者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(箕面市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第四条 箕面市老人医療費の助成に関する条例（昭和四十六年箕面市条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新障害者医療費助成条例」という。）の規定、第二条の規定による改正後の箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新子ども

も医療費助成条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新障害者医療費助成条例第五条の規定及び新ひとり親家庭医療費助成条例第五条の規定による申請その他医療費の助成に関し必要な行為は、施行日前においても、新障害者医療費助成条例及び新ひとり親家庭医療費助成条例の規定の例により行うことができる。

(箕面市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 第四条の規定による廃止前の箕面市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧老人医療費助成条例」という。)の規定による対象者が施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

5 施行日の前日において旧老人医療費助成条例第六条の規定により医療証の交付を受けている者その他これに類する者として市長が認めるもの(施行日において新障害者医療費助成条例第二条又は新ひとり親家庭医療費助成条例第二条に規定する対象者に該当する者を除く。以下「旧老人医療費助成条例対象者」という。)については、施行日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間、旧老人医療費助成条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

一 新障害者医療費助成条例第四条の規定により医療費の助成の適用を受ける日の前日

二 新ひとり親家庭医療費助成条例第四条の規定により医療費の助成の適用を受ける日の前日

三 平成三十三年三月三十一日

6 前項の場合において、旧老人医療費助成条例対象者が施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成については、引き続いて旧老人医療費助成条例第二条に規定する対象者に該当している間に限り、新障害者医療費助成条例第三条及び第七条から第十五条までの規定を準用する。

（規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（提案理由）

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第百十六号議案

箕面市道路占用料条例改正の件

箕面市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市道路占用料条例の一部を改正する条例

箕面市道路占用料条例（昭和六十年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第四条」を「前条」に改める。
別表備考に次のように加える。

8 占用物件を設ける場所その他の事情を勘案して占用を許可する場合の占用料の額は、この表の規定にかかわらず、占用を許可する日における近傍類似の土地の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

（箕面市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

2 箕面市法定外公共物の管理に関する条例（平成十六年箕面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

10 工作物、物件又は施設を設ける場所その他の事情を勘案して使用を許可する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、使用を許可する日における近傍類似の土地の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

（提案理由）

道路占用料等について、占用物件の場所その他の事情があるときは市場価格に均衡した額とするため、本条例を改正するものである。

第百十七号議案

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例改正の件

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和三十八年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表豊能消防署の項中「森町西一丁目」の下に「から森町西三丁目まで」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行による町の区域の変更及び新設に伴い、豊能消防署の管轄区域を整備するため、本条例を改正するものである。

第百十八号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正

の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「別表のとおりとする。」を「本市の区域のうち水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第六条第一項及び第十条第一項の認可を受けた区域」に改め、同号ロ中「十三万五千百人」を「十四万五千八百人」に改め、同号ハ中「四万八千二百立方メートル」を「四万八千六百立方メートル」に改め、同項第二号ロ中「二千二十ヘクタール」を「二千二百四十八ヘクタール」に改め、同号ハ中「十五万七千九人」を「十三万七千二百二十九人」に改め、同号ニ中「九万七千四百五立方メートル」を「六万四千四百三十三立方メートル」に改め、同号ヘ中「二千二十ヘクタール」を「二千二百四十八ヘクタール」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行区域域内における開発等に伴い、水道事業及び下水道事業の経営の規模を見直すため、本条例を改正するものである。

第 1 1 9 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場の指定管理者を指定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市稲一丁目 1 1 番 2 号
公益社団法人箕面市シルバー人材センター
理事長 田 村 忠 之 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 2 0 号議案

平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算 (第 6 号)

平成 2 9 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514,796千円を追加し、歳入歳出それぞれ55,250,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,855,535	千円 30,086	千円 5,885,621
	1 総 務 管 理 費	4,936,925	14,637	4,951,562
	2 徴 税 費	387,408	728	388,136
	3 戸籍住民基本台帳費	380,476	14,697	395,173
	6 監 査 委 員 費	24,199	24	24,223
3 民 生 費		20,031,976	266,211	20,298,187
	1 社 会 福 祉 費	4,562,021	135,513	4,697,534
	2 児 童 福 祉 費	8,587,523	130,584	8,718,107
	3 生 活 保 護 費	2,591,908	114	2,592,022
4 衛 生 費		3,459,068	2,109	3,461,177
	1 保 健 衛 生 費	1,266,546	2,030	1,268,576
	2 清 掃 費	2,039,809	79	2,039,888
7 商 工 費		144,250	3,660	147,910
	1 商 工 費	127,327	180	127,507
	2 消 費 対 策 費	9,916	3,480	13,396
8 土 木 費		8,042,138	25,025	8,067,163
	4 都 市 計 画 費	5,773,281	25,025	5,798,306
9 消 防 費		1,580,805	△3,963	1,576,842
	1 消 防 費	1,580,805	△3,963	1,576,842
10 教 育 費		7,024,613	39,313	7,063,926
	1 教 育 総 務 費	2,786,540	2,830	2,789,370
	2 小 学 校 費	1,239,702	4,170	1,243,872
	3 中 学 校 費	985,873	6,848	992,721
	4 幼 稚 園 費	235,633	640	236,273
	5 社 会 教 育 費	880,484	12,320	892,804
	6 保 健 体 育 費	896,381	12,505	908,886
13 諸 支 出 金		5,250,103	152,355	5,402,458
	1 諸 費	129,820	840	130,660
	2 基 金 費	2,431,903	151,515	2,583,418
歳 出 合 計		54,735,307	514,796	55,250,103

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)箕面地区 船場駅前地区拠点 まちづくり事業 (継続費)	千円 2,655,421	平成26年度	千円 12,204	千円 2,680,446	平成26年度	千円 12,204
				平成27年度	44,516		平成27年度	44,516
				平成28年度	1,811,627		平成28年度	1,811,627
				平成29年度	41,760		平成29年度	66,785
				平成30年度	138,137		平成30年度	138,137
				平成31年度	309,557		平成31年度	309,557
				平成32年度	297,620		平成32年度	297,620

第 3 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		補 正 事業名	金 額 千円	補 正 事業名	金 額 千円
10 教育費	6 保健体育費			温水プール整備検討事業	8,481

第 4 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
桜井・牧落駐輪場管理運営事業			平成29年度から平成34年度	66,303千円
(仮称)新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業			平成29年度から平成47年度	1,598,968千円
教育 I C T 環境整備事業			平成29年度から平成30年度	654,960千円

第 5 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
消防車両業 整備	補正前	千円 32,600	普通貸借 又は証券発行	%以内 4 (注)	政 府 の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。
	補正後	30,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 29 年度
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 6 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,537,000	0	23,537,000
2 地 方 譲 与 税	231,000	0	231,000
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0	79,000
4 配 当 割 交 付 金	184,000	0	184,000
5 株式会社等譲渡所得割交付金	202,000	0	202,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	0	2,200,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	87,000	0	87,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,255	0	122,255
10 地 方 交 付 税	826,187	0	826,187
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,172,144	△2,561	1,169,583
13 使 用 料 及 び 手 数 料	696,938	0	696,938
14 国 庫 支 出 金	10,145,999	140,529	10,286,528
15 府 支 出 金	4,625,985	68,008	4,693,993
16 財 産 収 入	123,619	151,515	275,134
17 寄 附 金	12,979	207	13,186
18 繰 入 金	5,721,510	0	5,721,510
19 繰 越 金	184,516	149,958	334,474
20 諸 収 入	1,220,875	9,040	1,229,915
21 市 債	3,340,300	△1,900	3,338,400
歳 入 合 計	54,735,307	514,796	55,250,103

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 歳 会 費	456,852	0	456,852
2 総 務 費	5,855,535	30,086	5,885,621
3 民 生 費	20,031,976	266,211	20,298,187
4 衛 生 費	3,459,068	2,109	3,461,177
5 労 働 費	60,378	0	60,378
6 農 林 水 産 業 費	152,285	0	152,285
7 商 工 費	144,250	3,660	147,910
8 土 木 費	8,042,138	25,025	8,067,163
9 消 防 費	1,580,805	△3,963	1,576,842
10 教 育 費	7,024,613	39,313	7,063,926
11 災 害 復 旧 費	87,000	0	87,000
12 公 債 費	2,540,304	0	2,540,304
13 諸 支 出 金	5,250,103	152,355	5,402,458
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	54,735,307	514,796	55,250,103

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
10,014	0	7,795		12,277
179,672	0	0		86,539
0	0	0		2,109
0	0	0		0
0	0	0		0
3,480	0	0		180
8,341	0	0		16,684
0	△1,900	0		△2,063
6,600	0	1,423		31,290
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	151,515		840
0	0	0		0
208,107	△1,900	160,733		147,856

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
12	分 担 金 及 び 負 担 金	千円 1,172,144	千円 △2,561	千円 1,169,583
1	負 担 金	1,172,144	△2,561	1,169,583
4	消 防 費 負 担 金	288,028	△2,561	285,467
14	国 庫 支 出 金	10,145,999	140,529	10,286,528
1	国 庫 負 担 金	6,184,795	101,128	6,285,923
1	民 生 費 国 庫 負 担 金	6,001,477	101,128	6,102,605
2	国 庫 補 助 金	241,224	15,927	257,151
1	総 務 費 国 庫 補 助 金	19,738	10,014	29,752
2	民 生 費 国 庫 補 助 金	121,682	5,913	127,595
4	国 庫 交 付 金	3,678,695	23,474	3,702,169
2	民 生 費 国 庫 交 付 金	753,165	8,533	761,698
3	土 木 費 国 庫 交 付 金	2,903,030	8,341	2,911,371
4	教 育 費 国 庫 交 付 金	0	6,600	6,600
15	府 支 出 金	4,625,985	68,008	4,693,993
1	府 負 担 金	2,139,911	50,565	2,190,476
1	民 生 費 府 負 担 金	2,139,911	50,565	2,190,476
2	府 補 助 金	1,913,820	5,000	1,918,820
2	民 生 費 府 補 助 金	361,181	5,000	366,181

節		説	明
区 分	金 額 千円		
			千円
1 消防費負担金	△2,561	3 豊能町消防事務受託負担金 補正後 284,950,000円ー補正前	287,511,000円 △2,561
1 社会福祉費 負担金	51,225	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,119,380,000円ー補正前	1,068,155,000円 51,225
2 児童福祉費 負担金	49,903	10 障害児通所給付費負担金 補正後 266,642,000円ー補正前	216,739,000円 49,903
1 総務管理費 補助金	10,014	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,669×2/3≒3,112 6,902×10/10≒6,902	10,014
1 社会福祉費 補助金	2,516	8 障害者総合支援事業費補助金 4,169×1/2≒2,084 432×10/10=432	2,516
2 児童福祉費 補助金	3,397	9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 23,333,000円ー補正前	21,333,000円 2,000
		10 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 補正後 1,667,000円ー補正前	260,000円 1,397
2 児童福祉費 交付金	8,533	8 病児病後児保育室整備費交付金	8,533
3 都市計画費 交付金	8,341	3 社会資本整備総合交付金 補正後 2,649,748,000円ー補正前	2,641,407,000円 8,341
2 社会教育費 交付金	6,600	3 地方創生拠点整備交付金	6,600
1 社会福祉費 負担金	25,613	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 559,690,000円ー補正前	534,077,000円 25,613
2 児童福祉費 負担金	24,952	7 障害児通所給付費負担金 補正後 133,321,000円ー補正前	108,369,000円 24,952
1 社会福祉費 補助金	5,000	64 重度障害者医療費助成システム改修事業費補助金 10,000×1/2=5,000	5,000

(款) 15 府支出金

(項) 4 府交付金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
15	4 府 交 付 金	千円 499,962	千円 12,443	千円 512,405
	1 総 務 費 府 交 付 金	220,635	430	221,065
	2 民 生 費 府 交 付 金	257,517	8,533	266,050
	4 商 工 費 府 交 付 金	3,689	3,480	7,169
16	財 産 収 入	123,619	151,515	275,134
	2 財 産 売 払 収 入	22	151,515	151,537
	1 不 動 産 売 払 収 入	1	151,515	151,516
17	寄 附 金	12,979	207	13,186
	1 寄 附 金	12,979	207	13,186
	1 ふ る さ と 寄 附 金	12,979	207	13,186
19	繰 越 金	184,516	149,958	334,474
	1 繰 越 金	184,516	149,958	334,474
	1 前 年 度 繰 越 金	184,516	149,958	334,474
20	諸 収 入	1,220,875	9,040	1,229,915
	5 雑 入	585,652	9,040	594,692
	3 雑 入	364,025	9,040	373,065
21	市 債	3,340,300	△1,900	3,338,400
	1 市 債	3,340,300	△1,900	3,338,400
	4 消 防 債	32,600	△1,900	30,700

節		説 明	
区 分	金 額 千円		千円
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 交 付 金	430	1 権限移譲事務費交付金 補正後 3,402,000円―補正前	430 2,972,000円
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	8,533	6 病児病後児保育室整備費交付金	8,533
2 消 費 対 策 費 交 付 金	3,480	4 地方消費者行政活性化交付金 補正後 6,524,000円―補正前	3,480 3,044,000円
1 不 動 産 売 払 収 入	151,515	1 市有地売払収入 補正後 151,516,000円―補正前	151,515 1,000円
1 ふ る さ と 寄 附 金	207	1 ふるさと寄附金 補正後 13,186,000円―補正前	207 12,979,000円
1 前年度繰越金	149,958	1 前年度繰越金 補正後 334,474,000円―補正前	149,958 184,516,000円
2 雑 入	9,040	27 収入印紙等売払収入 補正後 79,962,000円―補正前	7,795 72,167,000円
		28 大阪府証紙売りさばき手数料 補正後 248,000円―補正前	29 219,000円
		54 日本スポーツ振興センター助成金	1,216
1 消 防 事 業 債	△1,900	4 消防車両整備事業債 補正後 30,700,000円―補正前	△1,900 32,600,000円

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
2 総 務 費		千円 5,855,535	千円 30,086	千円 5,885,621	国庫支出金 諸収入 一般財源	千円 10,014 7,795 12,277
	1 総 務 管 理 費	4,936,925	14,637	4,951,562	国庫支出金 一般財源	3,112 11,525
	1 一 般 管 理 費	1,588,797	6,800	1,595,597	一般財源	6,800
	23 業 務 シ ス テ ム 管 理 運 営 費	239,060	7,837	246,897	国庫支出金 一般財源	3,112 4,725
	2 徴 税 費	387,408	728	388,136	一般財源	728
3 戸籍住民基本台帳費	1 徴 税 総 務 費	313,230	728	313,958	一般財源	728
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	380,476	14,697	395,173	国庫支出金 諸収入 国庫支出金 諸収入	6,902 7,795 6,902 7,795

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	△1,925	2 人件費（一般管理費）【人事室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 △1,925 △1,925
3 職員手当等	△548	3 職員手当等 3 職員手当等 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 △548 △478 △309 239
4 共 済 費	△227	4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金 △228 1
13 委 託 料	500	61 訴訟関係事務経費【法制室】 13 委 託 料 1 委 託 料 訴訟事件等弁護士委託 500 500
23 償還金利子及び割引料	9,000	64 市税過年度還付事務事業【税務課】 23 償還金利子及び割引料 1 償 還 金 市税過年度還付金 9,000 9,000
13 委 託 料	7,837	50 社会保障・税番号制度システム整備事業【総務課】 13 委 託 料 1 委 託 料 システム改修等委託 7,837 7,837
3 職員手当等	728	1 人件費（徴税総務費）【人事室】 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 14 児童手当 728 237 333 98 60
11 需 用 費	7,795	20 ハスポート発給事務事業【戸籍住民異動室】 11 需 用 費 1 消 耗 品 費 7,795 7,795
13 委 託 料	6,902	50 住民基本台帳事務事業（臨時）【戸籍住民異動室】 13 委 託 料 6,902 6,902

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目	千円	千円	千円	千円	
2	3 戸籍住民基本台帳費					
	1 戸籍住民基本台帳費					
	6 監査委員費	24, 199	24	24, 223	一般財源	24
	1 監査委員費	24, 199	24	24, 223	一般財源	24
3 民生費		20, 031, 976	266, 211	20, 298, 187	国庫支出金 府支出金 一般財源	115, 574 64, 098 86, 539
1 社会福祉費		4, 562, 021	135, 513	4, 697, 534	国庫支出金 府支出金 一般財源	53, 741 30, 613 51, 159
	1 社会福祉総務費	973, 808	411	974, 219	国庫支出金 一般財源	464 △53
	4 身体的障害者 知的障害者 医療助成費	147, 308	15, 040	162, 348	府支出金 一般財源	5, 000 10, 040
	5 障害者福祉 センター費	32, 686	6, 718	39, 404	一般財源	6, 718

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	1 委託料 システム改修委託	6,902
3 職員手当等	24	1 人件費(監査委員費)【人事室】 3 職員手当等 5 通勤手当	24 24 24
2 給料	△765	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】 2 給料	△518 △765
3 職員手当等	△187	2 一般職給 一般職給	△765
4 共済費	434	3 職員手当等 3 管理職手当 4 地域手当 10 住居手当 4 共済費	△187 △140 △100 53 434
13 委託料	929	7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	267 167
		55 広域連携福祉事務事業(権限移譲共同処理分)(臨時) 【広域福祉課】	929
		13 委託料 1 委託料 障害福祉サービス指定事業者等管理システ ム改修委託	929 929
11 需用費	60	50 重度障害者医療費助成準備事業【介護・医療・年金室】 11 需用費	15,040 60
12 役務費	432	1 消耗品費 4 印刷製本費 封筒他	8 52
13 委託料	14,548	12 役務費 1 通信運搬費 13 委託料 1 委託料 システム改修委託	432 432 14,548 14,548
18 備品購入費	6,718	50 障害者福祉センター管理運営事業(臨時)【障害福祉課】 18 備品購入費 1 庁用器具費 施設管理用	6,718 6,718 6,718

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項 目					
3	1 9 障 害 福 祉 費	千円 2,667,426	千円 113,344	千円 2,780,770	国庫支出金 府支出金 一般財源	千円 53,277 25,613 34,454
2 児 童 福 祉 費		8,587,523	130,584	8,718,107	国庫支出金 府支出金 一般財源	61,833 33,485 35,266
1 児 童 福 祉 総 務 費		3,440,469	124,804	3,565,273	国庫支出金 府支出金 一般財源	58,436 33,485 32,883
2 児 童 福 祉 施 設 費		3,674,631	5,770	3,680,401	国庫支出金 一般財源	3,397 2,373
3 保 育 所 費		827,915	10	827,925	一般財源	10
3 生 活 保 護 費		2,591,908	114	2,592,022	一般財源	114

節 区 分		金 額	説 明
		千円	千円
13 委託料	3,240	20 補装具給付事業（扶助費）【障害福祉課】	7,542
20 扶助費	110,104	20 扶助費	7,542
		1 扶助費	7,542
		補装具費	7,542
		21 日常生活用具給付事業（扶助費）【障害福祉課】	7,653
		20 扶助費	7,653
		1 扶助費	7,653
		日常生活用具給付費	7,653
		26 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害者支援室】	85,773
		20 扶助費	85,773
		1 扶助費	85,773
		障害者（児）ホームヘルプ費	85,773
		27 障害者（児）ショートステイ事業（扶助費）【障害者支援室】	9,136
		20 扶助費	9,136
		1 扶助費	9,136
		障害者（児）ショートステイ費	9,136
		66 障害福祉システム管理運営事業（臨時）【障害者支援室】	3,240
		13 委託料	3,240
		1 委託料	3,240
		システム改修委託	3,240
15 工事請負費	25,000	34 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】	99,804
20 扶助費	99,804	20 扶助費	99,804
		1 扶助費	99,804
		障害児通所給付費	99,804
		58 病児・病後児保育室整備事業【学校施設管理室】	25,000
		15 工事請負費	25,000
		1 工事請負費	25,000
		病児保育室整備工事	25,000
19 負担金補助及び交付金	5,770	10 教育・保育給付施設等運営費補助事業【幼児教育保育室】	5,770
		19 負担金補助及び交付金	5,770
		2 補助金	5,770
		教育・保育給付施設等運営費補助金	5,770
3 職員手当等	10	1 人件費（保育所費）【人事室】	10
		3 職員手当等	10
		2 扶養手当	10

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
3	3 1 生活保護総務費	千円 154,027	千円 114	千円 154,141	一般財源 千円 114
4	衛生費	3,459,068	2,109	3,461,177	一般財源 2,109
	1 保健衛生費	1,266,546	2,030	1,268,576	一般財源 2,030
	1 保健衛生総務費	248,337	2,030	250,367	一般財源 2,030
	2 清掃費	2,039,809	79	2,039,888	一般財源 79
	1 清掃総務費	689,288	79	689,367	一般財源 79
7	商工費	144,250	3,660	147,910	府支出金 一般財源 3,480 180
	1 商工費	127,327	180	127,507	一般財源 180
	1 商工総務費	68,877	180	69,057	一般財源 180
	2 消費対策費	9,916	3,480	13,396	府支出金 3,480
	1 消費生活センター費	9,916	3,480	13,396	府支出金 3,480

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	92	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】	114
		3 職員手当等	92
4 共 済 費	22	2 扶養手当	64
		4 地域手当	8
		11 期末勤勉手当	20
		4 共 済 費	22
		7 社会保険料	13
		11 協会けんぽ負担金	9
2 給 料	950	1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】	2,030
		2 給 料	950
3 職員手当等	673	2 一般職給 一般職給	950
		3 職員手当等	673
4 共 済 費	407	3 管理職手当	405
		4 地域手当	187
		10 住居手当	81
		4 共 済 費	407
		7 社会保険料	250
		11 協会けんぽ負担金	157
3 職員手当等	79	1 人件費（清掃総務費）【人事室】	79
		3 職員手当等	79
		10 住居手当	79
3 職員手当等	180	1 人件費（商工総務費）【人事室】	180
		3 職員手当等	180
		14 児童手当	180
11 需 用 費	1,112	50 消費者行政活性化事業【消費生活センター】	3,480
		11 需 用 費	1,112
13 委 託 料	2,368	1 消耗品費	809
		4 印刷製本費	303
		啓発チラシ	303
		13 委 託 料	2,368
		1 委 託 料	2,368
		消費生活啓発番組企画・制作委託他	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項 目					
8 土 木 費		千円 8,042,138	千円 25,025	千円 8,067,163	国庫支出金	千円 8,341
					一般財源	16,684
	4 都 市 計 画 費	5,773,281	25,025	5,798,306	国庫支出金	8,341
					一般財源	16,684
	5 地域整備推進費	3,680,952	25,025	3,705,977	国庫支出金	8,341
					一般財源	16,684
9 消 防 費		1,580,805	△3,963	1,576,842	市債	△1,900
					一般財源	△2,063
	1 消 防 費	1,580,805	△3,963	1,576,842	市債	△1,900
					一般財源	△2,063
	1 常備消防費	1,453,385	△3,963	1,449,422	市債	△1,900
					一般財源	△2,063
10 教 育 費		7,024,613	39,313	7,063,926	国庫支出金	6,600
					寄附金	207
					諸収入	1,216
					一般財源	31,290
	1 教 育 総 務 費	2,786,540	2,830	2,789,370	一般財源	2,830
	2 事 務 局 費	750,478	293	750,771	一般財源	293
	3 教 育 指 導 費	840,026	2,537	842,563	一般財源	2,537
2 小 学 校 費		1,239,702	4,170	1,243,872	一般財源	4,170

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
13 委 託 料	25, 025	60 (仮称) 箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) 【北急まちづくり推進室】	25, 025
		13 委 託 料	25, 025
		1 委 託 料	25, 025
		基本設計委託他	25, 025
18 備 品 購 入 費	△3, 963	60 常備消防車両購入更新事業【消防企画室】	△3, 239
		18 備品購入費	△3, 239
		1 庁用器具費	△293
		高度救命処置用資器材	△293
		2 機械器具費	△2, 946
		高規格救急自動車1台	△2, 838
		消防ポンプ自動車1台	△108
		61 AED整備事業【消防企画室】	△724
		18 備品購入費	△724
		1 庁用器具費	△724
		公共施設用AED	△724
2 給 料	△265	1 人件費(事務局費)【人事室】	293
		2 給 料	△265
3 職 員 手 当 等	558	2 一 般 職 給	△265
		一般職給	△265
		3 職 員 手 当 等	558
		3 管理職手当	595
		4 地 域 手 当	△52
		14 児 童 手 当	15
18 備 品 購 入 費	2, 537	65 部活動支援事業(臨時)【学校教育室】	2, 537
		18 備品購入費	2, 537
		3 教材教具費	2, 537
		指導用教材教具	2, 537

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
10	2 教育振興費	千円 49,757	千円 4,170	千円 53,927	一般財源 4,170
	2 教育振興費				
	3 中学校費	985,873	6,848	992,721	寄附金 207 一般財源 6,641
	1 学校管理費	352,979	2,041	355,020	一般財源 2,041
	2 教育振興費	57,585	4,807	62,392	寄附金 207 一般財源 4,600
	4 幼稚園費	235,633	640	236,273	一般財源 640
	1 幼稚園費	235,633	640	236,273	一般財源 640
	5 社会教育費	880,484	12,320	892,804	国庫支出金 6,600 一般財源 5,720
	1 社会教育総務費	481,310	△880	480,430	一般財源 △880
	7 郷土資料館費	16,815	13,200	30,015	国庫支出金 6,600 一般財源 6,600
	6 保健体育費	896,381	12,505	908,886	諸収入 1,216 一般財源 11,289

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
20 扶助費	4,170	27 児童就学援助事業（扶助費）【学校生活支援課】	4,170
		20 扶助費	4,170
		2 給付金	4,170
		要保護及び準要保護児童就学援助費給付金	4,170
11 需用費	2,041	60 中学校施設維持管理事業【学校施設管理室】	2,041
		11 需用費	2,041
		6 修繕料	2,041
		施設修繕他	2,041
18 備品購入費	207	20 生徒就学援助事業（扶助費）【学校生活支援課】	4,600
		20 扶助費	4,600
20 扶助費	4,600	2 給付金	4,600
		要保護及び準要保護生徒就学援助費給付金	4,600
		50 第六中学校教育振興事業（臨時）【第六中学校】	207
		18 備品購入費	207
		3 教材教具費	207
		指導用教材教具	207
3 職員手当等	577	1 人件費（幼稚園費）【人事室】	640
		3 職員手当等	577
4 共済費	63	10 住居手当	297
		14 児童手当	280
		4 共済費	63
		3 職員共済組合負担金	63
2 給料	△941	1 人件費（社会教育総務費）【人事室】	△880
		2 給料	△941
3 職員手当等	61	2 一般職給一般職給	△941
		3 職員手当等	61
		4 地域手当	△122
		5 通勤手当	42
		10 住居手当	141
13 委託料	2,200	50 地方創生拠点整備交付金活用事業【郷土資料館】	13,200
		13 委託料	2,200
15 工事請負費	11,000	1 委託料	2,200
		郷土資料館展示資料作成等委託	2,200
		15 工事請負費	11,000
		1 工事請負費	11,000
		郷土資料館施設改修工事	11,000

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項 目					
10	6 1 保健体育総務費	千円 106,066	千円 1,216	千円 107,282	諸収入	千円 1,216
	2 保健体育施設費	302,128	8,481	310,609	一般財源	8,481
	3 学 校 給 食 費	488,187	2,808	490,995	一般財源	2,808
13	諸 支 出 金	5,250,103	152,355	5,402,458	財産収入	151,515
					一般財源	840
	1 諸 費	129,820	840	130,660	一般財源	840
	2 諸 費	129,070	840	129,910	一般財源	840
	2 基 金 費	2,431,903	151,515	2,583,418	財産収入	151,515
	13 学 校 教 育 施 設 整 備 基 金 費	300,001	151,515	451,516	財産収入	151,515

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助及び交付金	1,216	23 市民スポーツ奨励事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】	1,216
		19 負担金補助及び交付金	1,216
		1 負担金	1,216
		箕面止々呂美・森町マラソン実行委員会他	1,216
13 委託料	8,481	53 温水プール整備検討事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】	8,481
		13 委託料	8,481
		1 委託料	8,481
		整備検討調査委託	8,481
15 工事請負費	2,808	50 学校給食施設改修事業【学校施設管理室】	2,808
		15 工事請負費	2,808
		1 工事請負費	2,808
		萱野東小学校空調設備改修工事	2,808
23 償還金利子及び割引料	840	55 国庫負担金等返還事業【幼児教育保育室】	840
		23 償還金利子及び割引料	840
		1 償還金	840
		平成28年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金他	840
25 積立金	151,515	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】	151,515
		25 積立金	151,515
		4 学校教育施設整備基金積立金	151,515

(款) 13 諸文支出金
(項) 2 基金費

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(139) 924		3,776,805	3,791,956
補正前	(138) 929		3,779,751	3,790,244
比 較	(1) △ 5		△ 2,946	1,712

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)			管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	104,865		335,739
		補 正 前	104,554		335,024
		比 較	311		715
		区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	
		補 正 後	59,372		1,615,405
		補 正 前	58,721		1,615,385
		比 較	651		20

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
7,568,761	1,422,427	8,991,188	
7,569,995	1,421,728	8,991,723	
△ 1,234	699	△ 535	

地 域 手 当	通 勤 手 当	夜間勤務手当	時間外及び休日 勤務手当(千円)
(千円)	(千円)	(千円)	
506,902	74,903	8,324	286,092
507,192	74,598	8,324	286,092
△ 290	305		

退 職 手 当	単身赴任手当
(千円)	(千円)
797,337	3,017
797,337	3,017

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 (千円)	内 訳
給 料	△ 2,946	1 その他の増減分	△ 2,946
職 員 手 当	1,712	1 その他の増減分	1,712

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財		
						特 定 財	国府支出金	地 方 債
8	4	(仮称)箕面地区拠点 築地掘り上げ工事 （継続費） 船場前まちづくり施設 （仮称）	平成26年度 (2014年度)	補正前	千円 12,204	千円 2,800		
				補 正				
				補正後	12,204	2,800		
			平成27年度 (2015年度)	補正前	44,516			
				補 正				
				補正後	44,516			
			平成28年度 (2016年度)	補正前	1,811,627	942,500	858,000	
				補 正				
				補正後	1,811,627	942,500	858,000	
			平成29年度 (2017年度)	補正前	41,760	13,920	25,000	
				補 正	25,025	8,341		
				補正後	66,785	22,261	25,000	
			平成30年度 (2018年度)	補正前	138,137	69,068	62,100	
				補 正				
				補正後	138,137	69,068	62,100	
			平成31年度 (2019年度)	補正前	309,557	154,778	139,300	
				補 正				
				補正後	309,557	154,778	139,300	
			平成32年度 (2020年度)	補正前	297,620	148,810	133,900	
				補 正				
				補正後	297,620	148,810	133,900	
			計	補正前	2,655,421	1,331,876	1,218,300	
				補 正	25,025	8,341		
				補正後	2,680,446	1,340,217	1,218,300	

前年度末までの支出額
進捗状況等に関する調査

画 源 内 訳 源 その他	一般財源		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
		9,404	3,303		8,901	12,204		0.5
		9,404	3,303		8,901	12,204		0.5
		44,516	4,000	27,000	13,516	44,516		1.7
		44,516	4,000	27,000	13,516	44,516		1.7
		11,127		1,478,285	333,342	1,811,627		68.2
		11,127		1,478,285	333,342	1,811,627		67.6
		2,840			41,760	41,760		1.6
		16,684			25,025	25,025		
		19,524			66,785	66,785		2.5
		6,969					138,137	5.2
		6,969					138,137	5.2
		15,479					309,557	11.6
		15,479					309,557	11.4
		14,910					297,620	11.2
		14,910					297,620	11.1
		105,245	7,303	1,505,285	397,519	1,910,107	745,314	100.0
		16,684			25,025	25,025		
		121,929	7,303	1,505,285	422,544	1,935,132	745,314	100.0

繰越明許費説明書

(款) 10 教育費
 (項) 6 保健体育費
 (目) 2 保健体育施設費
 (事業名) 温水プール整備検討事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければならぬと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
13 委 託 料	委 託 料	千円 8,481	千円	千円 8,481	温水プール整備検討事業において、委託業務の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	計	8,481		8,481	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額 千円
桜井・牧落駐輪場管理運営事業	補正前			
	補 正	66,303		
	補正後	66,303		
	補正前			
(仮称)新築面駅前地区まちづくり 拠点施設整備運営事業	補 正	1,598,968		
	補正後	1,598,968		
	補正前			
	補 正	654,960		
教育 I C T 環境整備事業	補正後	654,960		
	補正前			

ものについての前年度末までの支出額
関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳					
	期 間	金 額	国府支出金	地 方 債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度 (2017年度) か ら 平成34年度 (2022年度)		66, 303				66, 303
平成29年度 (2017年度) か ら 平成34年度 (2022年度)		66, 303				66, 303
平成29年度 (2017年度) か ら 平成47年度 (2035年度)		1, 598, 968	799, 484	719, 500		79, 984
平成29年度 (2017年度) か ら 平成47年度 (2035年度)		1, 598, 968	799, 484	719, 500		79, 984
平成29年度 (2017年度) か ら 平成30年度 (2018年度)		654, 960				654, 960
平成29年度 (2017年度) か ら 平成30年度 (2018年度)		654, 960				654, 960

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	12,588,815	13,489,513	(7,497,300)	976,540	22,350,573
	補 正			△ 1,900		△ 1,900
	補正後	12,588,815	13,489,513	(7,497,300)	976,540	22,348,673
(7) 消 防 施 設	補正前	204,000	215,038	32,600	18,751	228,887
	補 正			△ 1,900		△ 1,900
	補正後	204,000	215,038	30,700	18,751	226,987
合 計	補正前	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	2,246,944	39,214,641
	補 正			△ 1,900		△ 1,900
	補正後	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	2,246,944	39,212,741

注) 当該年度中起債見込額欄の() は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第121号議案

平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

平成29年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

平成29年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成 29 年度
(2017年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 3 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	246,746	0	246,746
2 保険給付費	9,464,754	0	9,464,754
3 後期高齢者支援金等	1,718,314	0	1,718,314
4 前期高齢者納付金等	6,274	0	6,274
5 老人保健拠出金	31	0	31
6 介護納付金	618,810	0	618,810
7 共同事業拠出金	4,447,513	0	4,447,513
8 保健事業費	133,511	0	133,511
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	14,601	4,457	19,058
11 予備費	16,363	△4,457	11,906
12 繰上充用金	1,315,782	0	1,315,782
歳出合計	17,982,700	0	17,982,700

2 歲 出

諸支出金 10 (款)

(項) 1 償還金及び還付加算金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
10	諸 支 出 金	千円 14,601	千円 4,457	千円 19,058	一般財源 4,457
1	償還金及び還付加算金	14,601	4,457	19,058	一般財源 4,457
	1 一般被保険者保険料還付金	13,400	4,457	17,857	一般財源 4,457
11	予 備 費	16,363	△4,457	11,906	一般財源 △4,457
1	予 備 費	16,363	△4,457	11,906	一般財源 △4,457
	1 予 備 費	16,363	△4,457	11,906	一般財源 △4,457

節		説明	
区分	金額 千円		
23 償還金利子 及び割引料	4,457	41 諸支出金事業（一般被保険者保険料還付金）【国民健康保険室】	4,457
		23 償還金利子及び割引料	4,457
		1 償還金	4,457
		一般被保険者保険料滞誤納還付金	4,457

(款) II 子備費
(項) 1 子備費

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年12月1日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 太 田 克 巳

	略	歴
昭和48年	3月	関西大学文学部卒業
同49年	8月	箕面市役所勤務
同62年	4月	健康福祉部児童課稲保育所長
平成7年	4月	企画部政策企画室長補佐
同10年	4月	健康福祉部総合保健福祉センター障害福祉サービス監

同	15年	4月	健康福祉部総合保健福祉センター次長（障害福祉・高齢介護担当）
同	16年	4月	人権文化部総務次長
同	18年	4月	社会福祉法人あかつき福祉会あかつき園長
同	23年	4月	財団法人箕面市医療保健センター事務局長
同	24年	4月	民生委員・児童委員（現在に至る。）
同	27年	4月	箕面市民生委員児童委員協議会箕面小地区委員長
同	28年	4月	箕面市民生委員児童委員協議会副会長（現在に至る。）

（提案理由）

太田克巳氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。